

今後の宇宙政策委員会の検討体制について（案）

平成 30 年 8 月 31 日

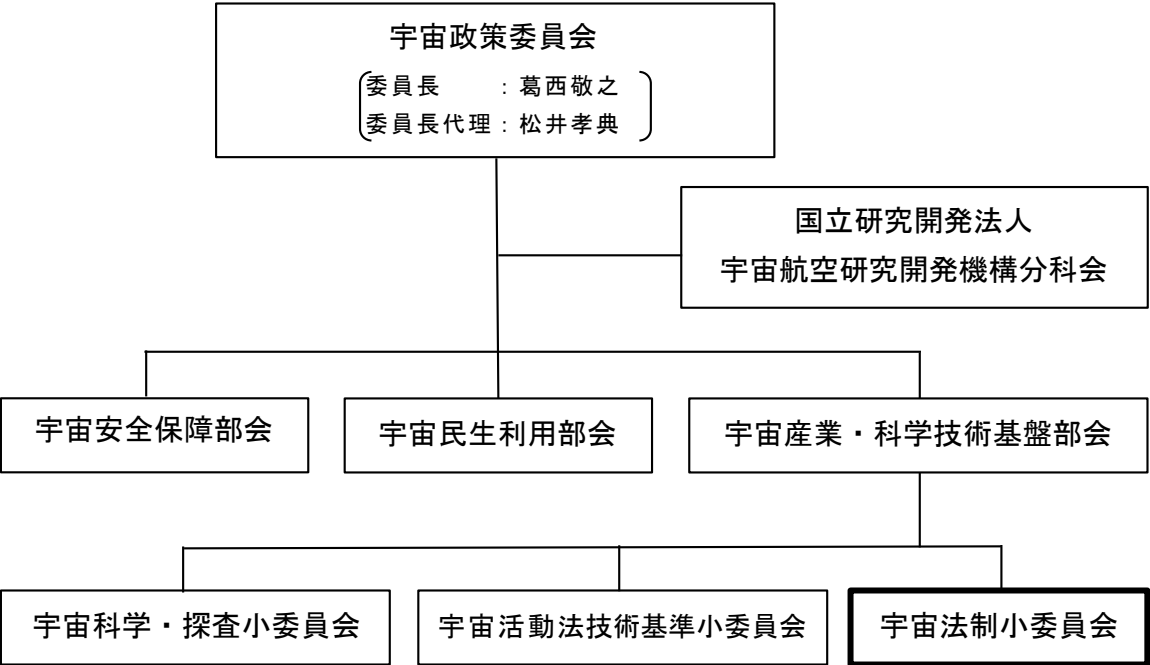
1. 趣旨

宇宙関連の法制度について重点的に審議するため、宇宙産業・科学技術基盤部会の下に、宇宙法制小委員会を設置する。

なお、宇宙産業振興小委員会は廃止する。

宇宙政策委員会は、各部会及び小委員会の調査検討状況につき逐次報告を受けることとする。

2. 体制図



(参考)

宇宙政策委員会令（平成二十四年政令第百八十六号）（抄）

（部会）

第六条 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

（雑則）

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

宇宙政策委員会 宇宙産業・科学技術基盤部会
宇宙法制小委員会の設置について（案）

1. 設置の目的

「宇宙基本計画の工程表改訂に向けた重点事項」（平成30年6月22日宇宙政策委員会決定）において、「軌道上での新たなサービス提供（デブリ除去、燃料補給、衛星修理等）に対する軌道上補償の在り方（略）に関し、「宇宙ビジネスを支える環境整備に関する論点整理タスクフォース」の検討結果を踏まえ、平成30年度に具体的な政府の取組計画を工程表に反映させる」こととされている。

このため、宇宙政策委員会宇宙産業・科学技術基盤部会の下に「宇宙法制小委員会」（以下、「小委員会」という。）を設置し、上記に係る検討を進めることとする。

2. 検討事項

小委員会の検討事項は以下のとおりとする。

- (1) 軌道上の衛星の活動に関する政府補償の在り方等
- (2) その他

なお、具体的な検討に当たっては、必要に応じて、関係者の出席を得て、検討を進めることとする。

3. 委員構成

小委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員は、宇宙政策委員会委員長（以下「委員長」という。）が指名する。また、小委員会に座長を置く。座長は、小委員会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

4. 庶務

小委員会の庶務は、内閣府宇宙開発戦略推進事務局において処理する。

5. その他

前各項に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。